

市社協が実施する権利擁護事業のご紹介

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどにより、ものごとをひとりで判断することに不安のある方が、できるだけ自立して地域で生活がおくれるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

こんなことをお手伝いさせていただきます。

1回1時間以内の支援1,200円
貸金庫利用500円/月

①福祉サービスを「あんしん」して利用できるようにお手伝いします。

さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談など

②毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

利用料金、公共料金、医療費などの支払いの手続き、預貯金の出し入れなど

③大切な通帳や証書などを貸金庫を利用してお預かりします。

定期預金通帳、証書、実印など



問い合わせ 福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター（市社協内）
TEL 0776-22-0225

法人後見事業

法人後見事業は、法人として成年後見人の業務を行う事業です。市社協では、市内にお住まいの認知症、知的障がい、精神障がい等により意思決定が困難な方の判断能力を補うため、家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見人となっています。

成年後見人は、定期的に訪問しながら身上保護（介護保険サービスなどの契約等）や財産管理（預貯金の管理や定期的な費用の支払い等）を行い、対象となる方の権利を擁護しながら、安心して生活できるよう支援しています。

問い合わせ 市社協 地域福祉課 TEL 0776-26-1853

ふくい嶺北成年後見センター

成年後見制度利用促進のための中核機関として、嶺北7市町（福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）で制度の普及、利用支援を行います。



主な事業

①相談

認知症、知的障がい、精神障がいのため日常生活を営むうえで判断能力が十分でない方についての心配ごとについてご相談ください。

※面談、訪問による相談は予約制です。事前に電話、FAX等で予約をしてください。

※相談は原則一次相談窓口（行政、包括支援センター、障がい相談支援事業所、病院、施設等）を通した利用となります。

②利用支援

家庭裁判所への申し立てについて書類の書き方などの助言をします。

③成年後見制度等の普及啓発

成年後見制度について、住民に対しての広報、住民又は行政、福祉、医療職等への研修を行います。

④権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークの中核機関として、権利擁護支援につなげるための仕組みを作ります。

問い合わせ ふくい嶺北成年後見センター（フェニックス・プラザ4階）
TEL 0776-28-3775/FAX 0776-28-3776/Eメール reihokukouken@fukuic-shakyo.jp